

北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について（案）

1 設置の根拠

北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱第5条第1号及び北海道男女平等参画推進条例第30条の規定に基づき、北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考のため、専門部会を設置するものである。

参考

〔北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱〕

（選考及び決定）

第5条 選考及び決定は次のとおりとし、受賞者は2件以内とする。

- (1) 本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行う。
- (2) 知事は、審議会の報告を受け、受賞者を決定する。

〔北海道男女平等参画推進条例〕

第30条（専門部会） 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は会長が指名する。

2 専門部会設置の理由

北海道男女平等参画チャレンジ賞は、社会のあらゆる分野で、個性と能力を活かしてチャレンジしている個人や団体又は支援団体・グループを顕彰し、男女平等参画社会づくりに貢献する身近なモデルを示すことで、男女平等参画社会の実現への気運を高めることを目的とし、平成16年度に創設された賞である。

このため、受賞候補者の選考に当たり、有識者からなる北海道男女平等参画審議会専門部会を設置し、全道各地で活躍している個人や団体・グループについて、男女平等参画の各分野の専門的な視点から検討を行うこととしている。

3 専門部会の構成

社会のあらゆる分野で活躍している個人・団体等を顕彰することから、各分野から、バランスよく構成する。

4 専門部会開催スケジュール

部 会	時 期	内 容
	11/17	・ 審議会において専門部会の設置を協議 ・ 専門部会委員及び部会長の指名
第1回	12月中旬	・ 候補者選考 ・ 知事へ報告
	12月下旬	・ 受賞者決定
	2月上旬	・ 贈呈式

5 専門部会の公開について

受賞候補者のプライバシーに配慮し、審議は非公開とする。

北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱

(目的)

第1条 職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、女性や男性がそれぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している個人、団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援している団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって、男女平等参画社会実現への気運を高めることを目的とする。

(賞の種類)

第2条 北海道男女平等参画チャレンジ賞（以下「本賞」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 輝く女性のチャレンジ賞
受賞者が女性個人の場合
- (2) 輝く男性のチャレンジ賞
受賞者が男性個人の場合
- (3) 輝く北のチャレンジ賞
受賞者が団体・グループの場合
- (4) 輝く北のチャレンジ支援賞
チャレンジを支援している団体・グループ

(表彰の対象)

第3条 本賞の対象は、北海道に在住（在勤）し、あるいは主として道内において活動を展開している、概ね次のような個人、団体・グループとする。

ただし、本賞の受賞は1回限りとするとともに、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象としない。

- (1) 政策・方針決定過程に参画し、主導的立場を担い、特に顕著な活躍をしている女性
- (2) 新たな分野に挑戦し、その領域を拓くなど、先駆的な活躍をしている個人、団体・グループ
- (3) 子育てや介護等でいったん仕事を中断した後に、仕事に再チャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人及びそのような者が中心となって活動している団体・グループ
- (4) 地域の発展に資する各種の実践的な活動にチャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人、団体・グループ
- (5) 前4項のような活動について、積極的にその支援を行い、男女平等参画社会の実現に寄与していると認められる団体・グループ

(候補の選定)

第4条 候補の選定は推薦によることとし、推薦要領は別に定める。

(選考及び決定)

第5条 選考及び決定は次のとおりとし、受賞者は2件以内とする。

- (1) 本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行う。
- (2) 知事は、審議会の報告を受け、受賞者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、知事が賞状及び副賞を贈呈して行う。

(庶務)

第7条 本賞に関する庶務は、環境生活部くらし安全局道民生活課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本賞に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

平成25年度 北海道男女平等参画チャレンジ賞 受賞者一覧

【輝く女性のチャレンジ賞】

氏名	ひろせ くみ 廣瀬 久美	現職等	株式会社 富良野タクシー 介護・福祉ショップ ポピー	住所	富良野市
<p>《受賞理由》</p> <p>仙台市内で稼働していましたが、結婚を機に退職して富良野市に転入し、専業主婦として夫の両親と同居していました。義父が脳梗塞になり、後遺症のリハビリのサポートを行う中で、福祉の必要性を強く感じるようになりました。以前から働きたいという希望があったことや、夫の勤めもあり、起業を決意。夫の経営するタクシー会社の福祉部門として、福祉用具販売を行うこととしました。</p> <p>しかし、福祉用具販売には資格が必要であり、資格取得のためには、富良野市から約120km離れた札幌市で、1週間の講習を受けなければなりませんでした。その時、生後9ヶ月の長女の子育て中でしたが、家族の全面的な協力を得て資格を取得しました。そして、自宅の車庫を改修し、平成8年5月に「介護・福祉ショップ ポピー」を開店しました。</p> <p>開店当初は、パートの女性1名との2人体制で、子育てと義父の介護も行いながら奮闘しました。開店2年目の春に店舗を移転し、立地条件の悪さを克服したところ、来店者が増えるようになりました。平成12年の介護保険制度開始後には、事業の幅を広げ、現在では、訪問介護や居宅介護支援も行う総合的な介護関連事業所となり、着実に事業を発展させています。</p> <p>子育て、介護と仕事を両立している自らの経験を元に、女性職員の家庭の状況に配慮しながら、無理なく働ける職場環境づくりを行っています。12名の職員のうち、介護ヘルパーについては、5名全員が子育て中の女性です。</p> <p>本体のタクシー会社においては、ドライバーに介護ヘルパーの資格を取得してもらい、福祉タクシーを開始しました。また、女性ドライバーを積極的に雇用しています。</p> <p>いったん仕事を中断した後に、仕事に再チャレンジし成果をあげている身近なモデルであり、地域の女性の就業の推進、地域福祉の発展が期待されます。</p>					

【輝く北のチャレンジ支援賞】

団体名	旭川医科大学 二輪草センター	代表者	センター長 山本 明美	住所	旭川市
<p>《受賞理由》</p> <p>二輪草センターは、平成19年度に文部科学省の事業を実施するために設立されましたが、平成22年度から、大学の組織として復職支援事業を行っています。</p> <p>センターの目的は、出産、育児および介護のための休業予定の医師・看護師等に対し、復職に必要な情報提供や自学支援を実施し、円滑に復帰できるようサポートすることです。同時に、女性医療人だけでなく、男性や様々な立場の方にも働きやすい職場環境を整えることを目指しています。事業は、4つの部門で取り組んでいます。</p> <p>「復職支援研修部門」は、就業情報・復職教育プログラムの提供、講演会等の情報提供を行うほか、地域医療に貢献するため、当院以外の潜在看護師（復職を希望し地域に潜在している看護師）に対しても、復職支援研修を行っています。</p> <p>「キャリア支援部門」は、復職・子育て・介護支援コーディネーターやキャリア支援相談員が、キャリア相談を行っています。また、授業などを通して学生のキャリアプランの構築を目指しています。</p> <p>「子育て・介護支援部門」は、バックアップナースシステム、病児一時預かり室のほか、旭川市及び専門機関の情報提供や、学童期の育児支援としてキッズスクールを開催しています。</p> <p>「病後児保育部門」は、病後児保育室で、病後回復期のお子さんを預かっています。</p> <p>このように、旭川医科大学が一丸となって復職・子育て・介護のサポート体制を整えていることが、病院の魅力の一つとなり、医師・看護師不足の解消につながっていくことと思います。二輪草センターは、大学全体をファミリーと考え、全ての職員が働きやすい環境であることを願い、活動しています。</p> <p>医療人の復職支援を通じて、今後も地域の医療を支えるとともに、当院と同様の仕組みが社会に広がっていくことが期待されます。</p>					